

評価基準

藤原宮跡ガイダンス方針作成業務

参加資格の合否確認を終えた提案について、以下により評価する。認証・最低資格の保有自体は加点せず、実績及び提案内容を評価する。

1 評価区分及び配点

番号	評価区分	配点
1	企業の類似業務実績	10
2	配置技術者の類似業務実績	25（管理 10・照査 8・担当 7）
3	業務実施体制及び工程	10
4	提案テーマ 1	25
5	提案テーマ 2	25
6	価格	5
	合計	100

2 企業の類似業務実績

参加資格として実施要領第 3 項（8）の実績を確認した上で、実績の内容及び本業務との関連性を次の区分により評価する。参加資格を満たすことのみを理由に一律の加点はしない。参加者自身が完了した業務のうち、様式 C に記載された代表実績 1 件を評価する。件数による加点はしない。世界遺産は当該資産の文化財価値に関する業務を対象とし、単に所在地が登録地域に含まれるだけの業務は対象としない。VR・AR は VR 又は AR（双方を含む場合も含む。）をいい、これに加えて 3 次元計測を含む業務を最上位とする。

得点	実績の区分
10	世界遺産又は特別史跡の保全・活用に関し、VR・AR 及び 3 次元計測を活用した業務
8	世界遺産又は特別史跡の保存・活用計画又はガイダンス計画で、VR・AR 又は 3 次元計測の活用検討を含む業務
6	文化財の保存・活用計画又はガイダンス計画、若しくは文化財分野における VR・AR 又は 3 次元計測の活用業務
0	上記に該当する実績を確認できないもの

同一実績が複数の区分に該当するときは最も高い区分のみを適用する。受注・担当した範囲を証拠資料で確認し、共同受注等は参加者自身の担当範囲のみ評価する。実績の年度及び発注者の官民は限定しない。

3 配置技術者の類似業務実績

管理技術者、照査技術者及び文化財分野の担当技術者について、各人の代表実績 1 件を役割に応じて評価する。資格証明のみでは加点せず、本人の担当範囲と従事内容を確認する。最上位の実績 1 件で各区分の満点とし、複数件の加点はしない。

区分	内容	管理	照査	担当
A	文化財の保存・活用の構想又は計画策定で、VR・AR 又は 3 次元計測の活用検討を含み、世界遺産又は特別史跡を対象とするもの	10	8	7
B	文化財の保全・活用に関し、VR 又は AR を用いたコンテンツ等の制作・実装と、3 次元計測の実施の両方を含む業務	8	6	5
C	世界遺産又は特別史跡以外の文化財を対象とする保存・活用の構想又は計画策定で、VR・AR 又は 3 次元計測の導入・活用方針の検討を含む業務	4	3	2
該当なし	上記の本人従事実績を確認できないもの	0	0	0

各人の実績が複数区分に該当する場合は最高点の区分を適用する。同じ業務を複数の技術者が提出する場合は、それぞれの担当範囲を明記する。

4 実施体制及び提案テーマ

提案テーマ 1 デジタル技術を用いた来訪者体験向上に資する施策検討の方策について

提案テーマ 2 事業化に向けた課題及び方策の検討において重視すべき事項について

評価区分	評価の観点	配点
実施体制及び工程	役割・責任、文化財・計画・デジタルの連携、照査・品質管理	5
同上	年度内工程、協議準備、発注者の判断時期、遅延対応	5
テーマ 1	文化財の本質的価値と現地体験を結び付ける検討方法	5
同上	来訪者の関心や行動スタイルに応じた体験モデルの検討方法	5
同上	施設・現地・Web 及び既存資産等の連携方法	5
同上	VR・AR・3次元計測の適合性、監修、根拠、権利・更新の検討方法	5
同上	多言語、視覚的理解、アクセシビリティ及び効果確認の方法	5
テーマ 2	日高山等の拠点機能・成立条件及び関係機関協議の進め方	5
同上	法規制、文化財保護、景観保全、交通等の課題を整理する方法	5
同上	整備及び維持更新に要する費用の規模感を整理する方法	5
同上	国等の補助・支援制度を調査し、活用可能性を整理する方法	5
同上	今後の事業展開のためのロードマップの検討方法	5

各 5 点の評価は、優れている 5 点、やや優れている 4 点、標準的 3 点、具体性又は実現性に不足 1 点、記載なし又は目的に適合しない 0 点とする。文化財価値との整合、手法の具体性及び実現可能性を根拠に判定し、理由と該当頁を採点表に記録する。

5 価格評価

税込見積限度額 4,000,000 円を L 円、税込提案見積額を V 円とし、価格点 $P=5 \times (1-V \div L)$ とする。小数第 3 位を四捨五入し小数第 2 位までとする。V が L を超える場合は失格とする。見積額は全業務に必要な経費を含む額とし、内訳との整合を確認する。

6 集計及び特定

委員数 N 人、委員ごとの技術点 T (95 点満点) として、評価合計点 $S=$ 各委員の T の合計 $+P \times N$ 。満点は $100 \times N$ 点、最低基準点は $60 \times N$ 点以上。基準点以上の者を S の高い順に順位付けする。同点時は税込見積額の低い者、次にテーマ 1・2 の全委員合計点の高い者、それでも同点の場合はくじにより決定する。1 者応募も同じ基準で審査する。